

納税相談(還付申告等)のJ案内

平成9年分の確定申告は、二月十六日(月)から三月十六日(月)までとなっています。申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくなってしまいますので、できるだけ早くお済ませください。

正しい申告を

所得税は、自分の所得の状況を最もよくしている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の十五%または十%の加算税が課せられ、さらに、年利十四・六%の延滞税も納めなければならぬことになります。

確定申告を

しなければならない場合①事業をしている場合、不動産収入のある場合や土地や建物を売った場合などで、平成九年中の所得金額の合計額から所得控

除等の合計額を基に算出した税額が配当控除額を越えるとき②サラリーマンで、給与の年収が、二千万円を超えるとき、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超えるときなど

還付申告の営業所得者

町では、還付申告や初めて営業をやられた方々の納税相談を確定申告期等の次の日程で行いますのでご利用ください。

還付申告の納税相談

「公的年金控除」「医療費控除」「住宅取得等特別控除」で還付申告される方▼日時および内容

二月十日(火)・十二日(木)
午前九時～十一時
午後一時～四時

▼会場 営業所得者の納税相談

新潟市営所通二番町六九二番地の五 新潟税務署へ

なお、農業所得及び住民税の申告と納税相談については、二月号でお知らせいたします。

また、譲渡所得や定期預金外の営業所得者は、新潟税務署で申告してください。

講師に新潟大学の西村伸也教

十二月七日、農村環境改善セ

ンターで「沢海まちづくりフォーラム」が開催され、およそ四十名が参加しました。

講師に新潟大学の西村伸也教

十二月七日、農村環境改善セ

</div